

**「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
に関する意見及びそれに対する総務省の考え方**

■ 意見募集期間：令和2年7月4日(土)から同年8月3日(月)まで

■ 意見提出数：9件（法人・団体：7件、個人：2件）

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：以下のとおり

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社	15	
2	日本電信電話株式会社	16	
3	西日本電信電話株式会社	17	
4	東日本電信電話株式会社	18	
5	ソフトバンク株式会社	19	
6	KDDI株式会社	20	
7	株式会社オプテージ	21	
8		22	
9		23	
10		24	
11		25	
12		26	
13		27	
14		—	個人(2件)

	意見	考え方	案の修正
1 総論			
意見1-1 モバイル事業者の設備を用いた固定電話サービスの提供に必要な対応が認められたことに賛同。実施に当たって、公正競争の確保、消費者保護等の観点も踏まえ適切に対応していく考え。		考え方1-1	
	<ul style="list-style-type: none"> 「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」において、NTT東西がモバイル事業者の設備を用いた固定電話サービス(以下、「ワイヤレス固定電話」)を提供する際に必要となる対応が具体的に示されたことに賛同します。 今後、ワイヤレス固定電話を提供することで、メタルケーブルの再敷設等や日常的な設備保守稼働を減らすことが可能となり、「固定電話の安定的な提供の確保」に寄与するものと考えています。 当社としては、今後、ワイヤレス固定電話の提供に向けて、具体的な検討を進めていく考えです。また、その検討に際しては、公正競争の確保、消費者保護等の観点についても考慮し、適切に対応していく考えです。 なお、固定電話の需要が減少し続けると想定される中、メタルケーブルの老朽化等に伴う再敷設を回避する観点から、今後は、より効率的に「固定電話の安定的な提供の確保」を図っていく必要があるため、ワイヤレス固定電話をより広範囲で提供可能とすることを検討いただきたいと思います。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御賛同の意見として承ります。 	無
意見1-2 本省令案に賛同。総務省においては、公正競争確保の観点から適正に審査を行い、適切な対応を行うよう要望。		考え方1-2	
	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿における他者設備の利用については、総務省殿への申請および毎年度の報告、公表することにより、公正な競争環境の確保が期待できるため、本省令案等に賛同いたします。 なお、NTT 東西殿による電話サービスの提供において、本省令案で認める範囲を超えて他者設備の利用がなされた場合、固定とモバイル双方の市場支配力が結合するおそれがあります。このため、総務省殿においては、現行の指定電気通信設備制度の趣旨や旧 NTT の移動体通信業務分離の経緯等を踏まえ、他者設備の利用を例外的に認めたことが公正な競争に影響を与えていないか等を継続的に注視いただくとともに、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御賛同の意見として承ります。 	無
意見1-3 本省令案に賛同。総務省においては、公正競争確保・消費者保護の観点から適性に審査を行い、実施状況及び役務提供に係る効率化に関する取組状況について可能な限り公表するよう要望。		考え方1-3	
	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービス制度においては高コスト地域における提供コストを、NTT 東西に接続する接続電気通信事業者等が負担金を拠出し、NTT 東西に交付する仕組みとなっています。よってこのうち特にサービス提供が著しく不経済であると認められる地域、あるいは災害その他非常の場合において応急的に電話の役務を提供するときに限り、NTT 東西に例外的に他者設備の利用を認めることは、ユニ 	<ul style="list-style-type: none"> 御賛同の意見として承ります。 「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」(令和2年7月3日)に記載のとおり、他者設 	無

	<p>バーサルサービス料の低減等の効果を通じて他の電気通信事業者を含む利用者等への利益の還元が期待されるものであり、一定程度理解できるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施に当たっては、特に公正競争確保の観点および消費者保護等の観点から適正に審査されるとともに、その実施状況及び役務提供に係る効率化に関する取組状況について、可能な限り公表されますようお願い申し上げます。 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>備の利用の認可にあたっては公正競争の確保の観点から適正に審査を行うとともに、申請者に対して、実施状況についても、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること等を求めています。</p>	
<p>意見1-4 総務省の認可に際しては、メタル回線の置き換えとして他者設備の利用を検討する前に、光ファイバ等、NTT東西の自己設備による提供余地の有無を十分検証して認可可否の判断を行うべき。</p>		<p>考え方1-4</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」)はもともと日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」)第2条に基づき自己設備のみを用いてその電気通信業務を提供するとされていたところです。今般の NTT 法改正においてもこの原則は引き継がれており、新設された NTT 法第2条第5項に「地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。」と規定されています。他者設備の利用による電話役務の提供は、あくまでもこの例外として規定されているものです。 ・ 加えて、現在「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月17日情報通信審議会答申)(以下「最終答申」)を踏まえ「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」においてブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化の検討がなされる等、Society 5.0 時代を見据えれば光ファイバ網の重要性は増しているところです。 ・ 以上を踏まえ、メタル回線の置き換えとして他者設備の利用を検討する前に、NTT 東西殿自身の光ファイバ等の加入者回線設備による提供に最大限努めることが必要です。総務省殿による認可に際しても、NTT 東西殿の自己設備による提供余地の有無を十分検証の上で認可可否の判断を行うべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT法第2条第5項の認可は、地域電気通信業務について、NTT東西の自己設備を用いて行うことを原則としつつ、電話の役務の利用者が著しく少ない一部の地域において、光ファイバを含め自己設備規定の維持と電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保が両立できないおそれが生じる場合に、例外的に他者設備の利用を認めるものです。認可に際しては、他者設備の利用を例外的に認める制度趣旨の観点も含めて審査してまいります。 	<p>無</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方として、ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な通信サービスを利用者の少ない高コスト地域を含めて地域間格差なく利用できることを確保するものであり、必要以上に効率性を追求することで、本来の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることのないよう留意すべきと考えます。 ・ また、メタル回線での固定電話の提供が継続できない場合には、5G普及やブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の将来を見据えれば、本来、光ファイバを整備して、光IP電話の提供を優先して行っていくべきであり、他者設備を用いた電話の提供を行うことによって、却って光ファイバへの投資が抑制され、ブロードバンドサービスの確保に支障が生じることのないよう留意する必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見1-5 他者設備の利用は電話役務の提供に限られ、例えばブロードバンドサービス等などに拡大する</p>		<p>考え方1-5</p>	

<p>ことがないよう、総務省は明確に考えを示すべき。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 他者設備を用いた電話の提供については、法第二条第五項ただし書にあるとおり、「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」にのみ例外的に認められるものであり、当該目的を超えて、例えば、他者設備を用いて電話以外の役務の提供を行うことは、当然に認められるものではないと考えております。この点、総務省において明確に考えを示すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他者設備の利用が例外的に認められるのは、NTT法第2条第5項の規定のとおり、「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」に限られます。 	無
<ul style="list-style-type: none"> NTT 法第2条第 5 項において「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供するために必要があると認められた場合」とされているとおり、例外的な他者設備の利用はあくまで「電話役務」の提供が目的です。したがって、他者設備(無線)を用いたサービスは加入電話相当に限定される認識であり、ブロードバンドサービス等に拡大した提供がなされることについては禁止されるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見1-6 他者設備の調達については、総務省においてガイドライン等を策定、広く意見募集を行い、公平性・透明性等が確保された公募調達が行われる環境を整備すべき。</p>		<p>考え方1-6</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今般、「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に加えて、「省令案の概要」が公表されておりますが、「省令案の概要」には、総務大臣の認可に係る審査についての具体的な考え方等が示されており、本内容に基づいて、省令に規定される認可手続きの運用等が行われると理解しております。また、他者設備の調達については、「省令案の概要」に「公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう、他者設備の調達について、例えば、広く参入機会を確保した公募を行うとともに、当該設備の利用に係る契約の満了時には再公募を行う等、その適正性を確保するための具体的な措置について(略)確認を行なう」とありますが、認可申請時に具体的な措置内容を確認するだけでなく、総務省において、事前に公正競争環境を確保するための条件等を規定した公募調達に係るガイドライン等を策定、広く意見募集を行い、公平性・透明性等が確保された公募調達が行われる環境を整備することが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他者設備の調達については、公正競争の確保の観点から、その適正性を確保すべきものと考えており、総務省による認可審査の際に適切に確認を行ってまいります。 	無

意見	考え方	案の修正
2 改正省令案第2条の2関係		
意見2-1 第1項第1号の加入者密度 18 人未満の基準について、下位5分の1という水準をもって加入者密度が極めて低いと考えられるとした理由及び根拠を明らかにすべき。		考え方2-1
<ul style="list-style-type: none"> 総務省殿より「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」(以下、省令案)に関する意見募集と併せて公表された「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」(以下、改正概要)P.3 において、「加入者密度の全国的な分布について、市町村内の町・字等の単位で見た場合、加入者密度が極めて低いと考えられる、下位5分の1の町・字等においては1km²当たりの加入者数が 18 人を超えない」とされています。 最終答申 P.13 において、他者設備の利用を認める範囲は、「需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合(極めて高コストな地域等)に限る」とされていますが、省令案の「加入者密度が十八未満」という基準が最終答申に沿ったものか不明なため、下位5分の1という水準をもって加入者密度が極めて低いと考えられるとした理由及び根拠を明らかにすることが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の国民生活基礎調査や総務省の家計調査等においても大量のデータセットを5等分し、分析する手法が一般的に用いられており、今回下位5分の1を採用したのも、それに倣ったものです。 	無
意見2-2 第1項第1号の加入者密度 18 人未満の基準について、今後の加入者回線の減少状況を踏まえ、下位5分の1を超えないよう適宜見直しを行うべき。		考え方2-2
<ul style="list-style-type: none"> 「省令案の概要」によれば、「特例地域のうち、加入者密度が18人未満となる町・字等の区域」の規定は、NTT東西が提供するアナログ加入電話の全加入者数のうち、特例地域に居住する加入者数が2割以下なこと、及び、加入者密度の全国的な分布について、市町村内の町・字等の単位で見た場合、加入者密度が極めて低いと考えられる、下位5分の1の町・字等においては 1 km²当たりの加入者数が18人を超えないことから規定したとあります。 一方で、今後、加入者回線の減少が見込まれることを踏まえれば、加入者密度が18人未満となる町・字等は年々増加し、加入者密度の全国的な分布に対して加入者密度18人未満となる町・字等の比率が下位5分の1を超えて、継続的に拡大していくことが考えられます。 NTT東西が営む地域電気通信業務については、自己の電気通信設備を設置して行うことが原則であり、他者設備の利用が例外的な措置であることを考えれば、例外的に提供が認められる上限の規定が必要であると考えます。今回、加入者密度の下位5分の1を基準として考えたのであれば、加入者密度18人未満で固定するのではなく、今後も加入者密度の基準が下位5分の1を超えないように、加入者密度の基準値について適宜見直しを図る必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他者設備の利用を例外的に認める基準については、加入電話をとりまく状況を継続的に注視し、状況変化を踏まえて、制度運用の安定性を考慮しつつ、適切に見直してまいります。 	無
意見2-3 第一項第二号の規定が適用されるのは非常に限られた場面であることを認可等に際して総務		考え方2-3

省は明確に示すべき。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省令案第二条の二第一項第二号については、非常に特殊な事情がある場合にのみ認められるものであると理解しており、本号の規定が適用されるのは、非常に限られたレアケースのみであることを、総務省は明確にすべきだと考えます。 ・ また、認可にあたっては、どのような判断で著しく不経済であると認めたのか等について、具体的な理由を示すことが必要です。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省令案第2条の2第1項第2号は同項第1号に該当しない例外的な場合に適用されるものであり、極めて限定的に適用されるものと解されます。 	無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省令案第2条の2第1項第1号の「加入者密度が十八未満」といった定量的な基準と異なり、同条同項第2号は定性的な基準であることから、解釈次第で他者設備利用の範囲が必要以上に拡大する懸念があります。 ・ 上記懸念を解消すべく、第2号に基づき認可を行う場合には以下が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ①第1号と同程度以上に著しく不経済であることが定量的に示されること。 ②「通常用いられる設備に比して著しく高額なものを用いることを余儀なくされることその他当該区域における特別の事情」の有無判断にあたり、標準的な設備による代替可能性有無などの検証を厳に実施すること。 ③当該区域の不経済性を判断する際には、当該区域の加入者に電話役務を提供するにあたり、最低限必要となる設備費用をもって検証を実施すること。 (例:離島における海底ケーブルの設備費用は、局舎側のケーブル全ての設備費用を対象とせず、当該区域での提供に用いられる設備部分のみの費用を用いて算出、検証を実施する。) <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」(令和2年7月3日)に記載のとおり、NTT法第2条第5項に規定する総務省の認可に際しては、他者設備の利用を例外的に認める制度趣旨、NTT法第2条第5項ただし書に規定する場合の該当性の観点も含めて審査してまいります。 	
意見2-4 第1項第3号の「災害その他非常の場合」について、想定される具体的な事柄・規模を明確化すべき。		考え方2-4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に相当な時間を要する自然災害時の応急的な手当てを主に意図しているものと思われませんが、「災害その他非常の場合」との規定から解釈にて必要以上に適用範囲が拡大される懸念があるため、基準を具体化すべく以下2点についてお示しいただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ①「災害」にて想定する具体的な事柄・規模 ②「その他非常の場合」にて想定する具体的な事柄・規模 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害その他非常の場合」とは、災害及び災害に並び立ちうる程度の非常の場合と一般的に解され、その該当性は個別具体的に判断されるべきものであると考えます。総務省においては、NTT東西の実施状況について、同社の報告をもとに適切に確認してまいります。 	無
意見2-5 第1項第3号に規定される災害時等の他者設備利用は一時的な対応であることから、総務省は災害の復旧が認められる段階で速やかに原状復帰を促すべきであり、また、認可時の確認や事後の検証、NTT 東西による報告・公表が行われるべき。		考え方2-5

<ul style="list-style-type: none"> 改正概要P.3において「災害時等においては(中略)通信手段を確保するために他者設備を用いた電話の提供を一時的に可能とするものである。」と記載されていることから、本来、NTT東西殿がユニバーサルサービス義務を果たすべく提供する電話の役務については自己設置が基本的であり、かつ最終答申において他者設備利用は「例外的」と結論付けられていることを踏まえると、第2条の2第1項第3号に該当する災害が復旧したと判断された場合においては、速やかにNTT東西殿の自社設備を用いた提供への原状復帰を行うことが必要です。 については、第3号に基づき応急的に他者設備利用を用いた区域については、総務省殿において継続的に実態の把握を行い、災害の復旧が認められる段階で速やかにNTT東西殿に自社設備を用いた提供への原状復帰を求めることも必要と考えます。 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」(令和2年7月3日)に記載のとおり、省令第2条の2第1項第3号の規定は災害時等において通信手段を確保するために他者設備を用いた電話の提供を一時的に可能とするものです。 NTT東西からの実施状況の報告で適切に確認するとともに、申請者に対して、実施状況についても、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること等を求めてまいります。 	無
<ul style="list-style-type: none"> 「省令第2条の2第1項第3号」に記載(「災害時等においては(略)通信手段を確保するために他者設備を用いた電話の提供を一時的に可能とするものである。」)があるとおり、災害時等における他者設備を用いた電話の役務の提供は、「一時的」なものであり、「恒久的」に他者設備を用いた電話の役務の提供は認められておりません。 そのため、災害等を契機として、なし崩し的に実質的な恒久利用に繋がることのないようにすることが必要であり、一時的な利用が行われる際には、一時的な提供回線数や自己設備の復旧状況、他者設備を用いた電話の役務の提供の予定期限等について、認可申請時の確認や事後における定期的な検証が極めて重要だと考えます。 具体的には、「省令第2条の2第1項第3号」の「(3)実施状況の報告等」において「事業年度毎に業務の実施状況及び電話の役務の提供に係る効率化に関する取組状況を総務大臣に報告するとともに、(略)公表すること等を求めることとする」とされていますが、第二条の二第一項第一号から第三号毎の提供回線数等の内訳を明確化するとともに、第二条の二第一項第三号に規定する災害その他非常の場合については、提供エリア毎に提供開始時期、提供回線数、自己設備の復旧状況、他者設備を用いた電話の役務の提供の予定期限等について報告を求めるとともに、NTT東西はその内容について公表すべきと考えます。 <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見2-6 NTT東西の接続約款の規定に基づき、NTT東西のメタル系加入者系伝送路を活用している他事業者がいる場合は、当該区域で他者設備の認可申請が行われたとしても認可されるべきではない。</p>		<p>考え方2-6</p>
<ul style="list-style-type: none"> 省令第2条の2第1項第3号が対象とする例外的な他者設備利用による電話の提供においては、当該区域におけるNTT東西殿の提供するメタル系加入者系伝送路設備の撤去、又は保守の終了が前提と考えられ、当該区域でADSL等のNTT東西殿のメタル系加入者系伝送路設備を活用したサービスを提供している他の電気通信事業者が存在する場合、当該事業者はサービスの提供中止・終了を余儀なくされるおそれがあります。 この点、NTT東西殿の「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」第61条第3項において、端末回線伝送路設備の撤去などがあると 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省で認可している現在の「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」では、「端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前(期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービ 	無

<p>きには、①撤去の4年前に通知、かつ②撤去時に撤去前のDSLサービスと同等以上(料金、品質等)の光回線を使用した代替サービスを即座に提供する必要があると規定されていることから、NTT 東西殿が自社のメタル系加入者系伝送路設備を活用したサービスを提供している事業者がいる区域において他者設備利用の認可申請を行うことは適切でなく、仮に申請があった場合であっても当然ながら総務省殿が認可することはない認識です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>スと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします」と規定されていると承知しており、NTT東西は当該約款の規定に基づいて適切な措置を講ずるものと考えます。</p>	
--	--	--

意見	考え方	案の修正
3 改正省令第2条の3関係		
意見3-1 第1項第7号の規定に基づき、NTT 東西は公募の要件を前広に公表し、また、総務省はあらかじめ他者設備利用の対象となる区域について公表すべき。	考え方3-1	
<ul style="list-style-type: none"> 改正概要 P.5 において「公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう、他者設備の調達について、例えば、広く参入機会を確保した公募を行うとともに、当該設備の利用に係る契約の満了時には再公募を行う等(略)」とされていることから、NTT 東西殿は公募の要件について、早期に検討し前広に公表すべきと考えます。 また、総務省殿においては、NTT 東西殿が行う公募の要件が公正競争環境を阻害しない内容となるよう注視するとともに、平等な参加機会を設けるため、あらかじめ第2条の2第1項第1号にて規定する他者設備の利用の対象となりえる区域について公表すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 考え方1-6のとおり。 	無
意見3-2 第1項第7号の規定及び付帯決議を踏まえ、公正競争環境確保のため、ガイドライン等を作成し公平性・透明性等が確保された公募調達が行われるべき。	考え方3-2	
<ul style="list-style-type: none"> 付帯決議において、「改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項に定める総務大臣の認可条件を総務省令で定めるに当たっては、固定・移動通信市場の公正競争環境を阻害しないよう、現行の指定電気通信設備制度の趣旨等を踏まえ、具体的に規定すること」が求められていることを踏まえれば、第二条の三第一項第七号に規定する「業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置」において、認可申請時に具体的な措置内容を確認するだけでなく、総務省において、事前に公正競争環境を確保するための条件等を規定した公募調達に係るガイドライン等を策定、広く意見募集を行い、公平性・透明性等が確保された公募調達が行われる環境を整備することが必要と考えます。 例えば、ガイドライン等において、以下のように認可申請時に総務大臣が広く参入機会を確保した公募等の観点で確認すべき点を予め規定し、公平性・透明性等が確保された公募調達が行われる必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話事業者はそれぞれエリアカバーが異なり、町・字等の単位で提供可否が異なることから、広く参入機会の確保を行うため、全国又はNTT東西別に一括で1社のみでの公募ではなく、可能な限り詳細なエリア毎に(例えば町・字単位、広くてもNTT東西の収容局単位で)公募を実施していること ○ 公募調達に係る契約条件・技術仕様等について、競争事業者においても必要な開発等を検討する時間が十分に確保され、NTTグループ会社と公平な条件で入札に応じることができるように、また、NTTグループ会社を不当に優遇することのないように、以下の措置が講じられていること <ol style="list-style-type: none"> 1) 申請書に記載の「②業務の開始の時期」よりも相当な期間前に公募条件の詳細が公表されてい 	<ul style="list-style-type: none"> 考え方1-6のとおり。 御指摘の認可審査時に確認すべき点につきましては、御参考として承ります。 	無

<p>ること(例えば、大規模な開発が必要なことが想定される場合は1年以上前等)</p> <p>2) 詳細の公募条件を公表する前に、NTTグループ会社に契約条件・技術仕様等について開示及び事前検討や協議等が実施されていないこと</p> <p>3) NTTグループ会社のみしか達成し得ないような契約条件・技術仕様等を設定し、競争事業者を実質的に排除していないこと</p> <p>4) NTTグループ会社が他者設備の調達先事業者となった場合には、契約条件等の詳細について報告を求め、その契約条件等が、公募調達時に公表した条件から不当に内容が変更されNTTグループ会社を優遇していないか等、総務大臣が確認し、確認結果を公表すること</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
<p>意見3-3 第1項第8号に関して、消費者保護の観点から、加入電話の付随サービスの利用可能性について明確に利用者から同意を取るなど、必要な手段を講じるべき。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のアナログ加入者回線を用いた付随サービスには、自治体が高齢者等を対象として提供する緊急通報サービスの他にも、セキュリティー会社が提供する緊急通報サービスやホームセキュリティサービス、ガス検知システム等様々な付随サービスがあります。 ・ 最終答申において、付随サービスの利用可能性については、「NTT東西において、利用者目線に立った改善の取組を不断に講じていくことが求められる。また、他者設備の利用により、仮にこれらサービスが利用できない可能性が生じる場合、利用者に対し十分な説明を行うとともに、代替手段の確保等に努めることが必要」とされており、また、利用できなくなった場合の利用者影響が大きいサービスもあることから、NTT東西は、利用者に対し十分な説明を行い、個別具体的かつ明確な同意を得るとともに、仮に他者設備の利用によりそれら付随サービスの利用が代替手段等含めて確保できない場合は、光IP電話を提供して付随サービスの利用を確保する等、最大限、消費者保護に努めることが必要です。 ・ したがって、NTT東西が申請するにあたっては、対象区域における全ての利用者の付随サービスの利用状況、及び付随サービスの利用者がある場合には、利用者への個別具体的な説明内容・同意取得状況、代替手段・代替サービスの提案状況等について詳細に申請書に明記し、安心・安全な利用が確保されるよう消費者保護の観点から必要な措置が講じられているか等について確認することが必要です。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>考え方3-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」(令和2年7月3日)に記載のとおり、申請者には、付随サービスについても代替手段の提案等の具体的な措置を講じるよう求めており、総務省による認可審査の際にも適切に確認してまいります。 <p style="text-align: right;">無</p>

	意見	考え方	案の修正
4 その他			
意見4-1 情報産業に関して他国企業の乗っ取りに対処できるよう、リスク回避措置を講じておくべき。		考え方4-1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの参入といえば聞こえはいいですがこれから国力が落ちることを見据えての法改正であれば当然ながら企業の乗っ取りや乗っ取り後の値上げなどのリスクがあります。 ・ また、そうなった場合、例えば中国系企業だと国家総動員法の適用で情報が盗まれることも想定できます。 ・ 今後、情報戦争の激化に際しては情報の根(root)を取れるような法改正には多段的なリスク回避措置(善意に任せた措置ではなく)を講じたうえで国のガバナンスが効くようにされたほうが賢明かと存じます。 <p style="text-align: right;">【個人 A】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頂いた御意見は御参考として承ります。 	無
意見4-2 通信インフラについては外国資本からの保護を図りつつ規制緩和すべき。		考え方4-2	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信インフラとしての責任もあり、国家安全保障の観点から外国資本などの保護は必要であるが、監督省庁の利権にもなっており、規制緩和して自由競争をさせるべきである。 <p style="text-align: right;">【個人 B】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頂いた御意見は御参考として承ります。 	無